

中小企業の皆さまこんなお悩みありませんか？

これまで我が社が培ってきたノウハウを
 しっかり事業承継していきたいが、
 どのように進めていけばいいのかわからない…

コロナも一息ついて、
 新たな事業に
 チャレンジしていきたいが、
 元手となる
 資金の確保が難しい…

**そのお悩み
 区が解決します!!**

活力あるまちづくりのためには、中小企業の皆さまの活発な経済活動が不可欠。区では、令和6年度の融資あっせん等の支援を強化し、活動を後押しします。

新規 事業承継を支援！

事業承継の負担軽減を図り、円滑な承継につなげるため、

「事業承継支援資金」を創設するとともに、

承継のための啓発を行います。

事業承継を予定、または事業承継を行った中小企業者の方に対して承継に必要な経営資金の融資をあっせんします。ご利用の際には、経営相談を行い、事業承継について計画作成も支援します。

用途	融資限度額	返済期間 (据置)	年利	自己負担率(利子補助率)		信用保証料
				当初1年	0% (2.1%)	
(運転) (設備)	2,000万円	9年 (12か月)	2.1%	2年目以降	0.3% (1.8%)	全額補助

融資以外の承継支援 ※詳細は決まりしだいご案内します

- 事業承継未着手の事業者の方を対象にセミナーを開催。
- 事業承継を契機とした競争力強化や生産性向上のための設備投資にかかる経費を補助。
- 事業承継を検討している事業者へ専門家を派遣し、円滑な承継を支援。

☎ 経済課産業振興係 ☎3647-2332 FAX3647-8442

拡充 経営の多角化・転業をサポート！

多角化・転業等の新規事業挑戦への支援を強化するため、令和5年度まで実施していた多角化・転業支援資金の融資上限額、利子補助率を拡充した

「チャレンジサポート資金」を創設します。

用途	融資限度額	返済期間 (据置)	年利	自己負担率(利子補助率)		信用保証料
				当初1年	0% (2.1%)	
(運転) (設備)	4,000万円	9年 (12か月)	2.1%	2年目以降	0.5% (1.6%)	全額補助

▶ 創業支援資金～対象者を創業後5年未満まで拡充～

事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として区内で創業、または区内で創業後5年未満の場合等が対象となります。

また、区の「特定創業支援等事業」の支援を受けた方で、区内で創業後1年未満等の特定の条件を満たした場合、「創業支援資金」の当初の3年間に限り、利子を全額補助します。

▶ 特別資金～受付期間を1年間延長～

原油価格・物価高騰対策資金およびコロナ融資限定借換資金について、社会情勢を踏まえ受付期間を1年間延長しました。

～融資制度について～

区が直接融資するのではなく、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行います。借入れにあたっては、区の紹介後、金融機関および東京信用保証協会の審査がありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。借入れ後は、区が設定した利率で金融機関にご返済いただきますが、お支払いされた利子の一部を、翌年の5月にまとめて補助金として交付します。

また、一部の融資資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。制度の詳細はリーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または区のホームページをご覧ください。



▲ 融資制度
(区ホームページ)

【融資制度についての問合せ先】 経済課融資相談係 ☎3647-2331 FAX3647-8442

支援はまだあります。その他の支援は2面をご覧ください

掲載している情報は3月19日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。